

データ利活用支援事業実施要領

この要領は、データ利活用支援事業(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項等を定める。

第1 事業目的

本県における未来技術の社会実装やSociety5.0の実現を加速化していくため、県内企業等における事業戦略の策定やマーケティング戦略の見直し等にあたって、データ利活用を図ることにより企業等の課題解決や経済成長に資する取組に対し、補助金を交付し、事例の創出を図るとともに、当該事例を情報発信することで、県内企業等におけるデータ利活用に係る機運醸成や普及啓発を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) データ利活用 事業戦略の策定、マーケティング戦略の見直し、サービスの付加価値向上及び新たな製品の開発・提供等を目的とした、AI、IoT、ロボット等のデジタル技術を用いたデータの収集、分析及び活用
- (2) 県内企業等 県内に事業所を有する企業、団体及び個人

第3 事業内容

本事業による補助の交付対象とする事業は、県内企業等が、県内の事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事業戦略の策定やマーケティング戦略の見直しに資するデータ利活用の取組
- (2) 本県における未来技術の社会実装やSociety5.0の実現加速化に資するデータ利活用の取組

第4 事業計画の評価等

県は、申請の内容等を審査し、適当と認められる場合は、支援を決定するものとする。

2 前項の申請に係る審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本県におけるデータ利活用の機運醸成や普及啓発につながる事業であるか
- (2) 企業等の課題解決や経済成長に資する事業を行う事業であるか
- (3) 事業計画や実施体制が適当であるか(次年度以降も継続して取り組む意向があるか)
- (4) 取組内容を事例として公表することに同意しており、事例のとりまとめに協力する意向があるか

3 前項の審査において、事業内容が、公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、又は、公的な支援を行うことが適当でないと認められるものである場合には、支援の対象としないものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年7月18日から実施する。
- 2 この要領は、令和7(2025)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。